

日本産科婦人科学会専門医制度  
平成 22 年度専門医認定審査の手引き

日本産科婦人科学会専門医制度委員会

# 目 次

1. 専門医認定審査を受ける方々へ	3 頁
2. 審査の手順	4 頁
3. 申請資格	5 頁
4. 申請書類の種類	6 頁
5. 申請書類の記入	7 頁
6. 申請書類の提出方法	10 頁
7. 研修手帳について	11 頁
8. 審査料	12 頁
9. 認定一次審査	13 頁
10. 認定二次審査	14 頁
11. 認定審査終了後の手続き	15 頁

## 1. 専門医認定審査を受ける方々へ

日本産科婦人科学会専門医制度は産婦人科領域における広い知識、練磨された技能と高い倫理性を備えた産婦人科医師を養成し、更に生涯にわたる研修を推進することによって、産婦人科医療の水準を高めることを目的とします。そのため学会は卒後研修のための指導施設の指定を行い、産婦人科専攻医は指導責任医のもと、学会の定めた卒後研修カリキュラムに沿って臨床研修を行わなければなりません。従って、本審査は一定の水準に達した産婦人科医を学会が認定するためのものであり、専門医制度規約に定めるところにより施行されます。

本学会の専門医認定審査を希望される方々は、以下の各項を参照のうえ、所定の手続きをお取り下さい。特に提出される書類のうち、研修記録や症例レポートの書き方には十分に注意して下さい。

## 2. 審査の手順

専門医認定審査には地方委員会及び中央委員会における書類審査(一次審査)と、中央委員会における筆記試験・面接試験(二次審査)があります。

一次審査は経歴ならびに研修記録についての書類審査で各地方委員会及び中央委員会で行われます。

二次審査は中央委員会が一次審査合格者について行います。

---

### 平成 22 年度専門医登録までのタイムスケジュール

平成 22 年 5 月 1 日 (土) ~31 日 (月)	各地方委員会へ認定申請書の提出と審査料の納入
	↓
平成 22 年 6 月 30 日 (水) までに	一次審査の合否を通知
	↓
平成 22 年 7 月 24 日 (土) 午後 平成 22 年 7 月 25 日 (日) 全日	二次審査 (筆記試験) 二次審査 (面接試験)
	↓
平成 22 年 9 月 30 日 (木) までに	合否を通知
	↓
平成 22 年 10 月 1 日 (金)~31 日 (日)	専門医登録と登録料の納入

### 3. 申請資格

専門医の認定申請ができる資格は、下記の1,2,3の条件を満たすものと定められております。

1. 我が国の医師免許を有する者。
2. 日本産科婦人科学会の会員である者。
3. 平成16年及びそれ以降に医師免許を取得した場合は、新医師臨床研修の後、日本産科婦人科学会指定の卒後研修指導施設で、卒後研修目標に沿って通算3年以上の産婦人科の臨床研修を終了し、少なくとも同期間この法人の会員であった者。また平成15年以前に医師免許を取得した場合は、5年以上の臨床経験を有し、そのうち3年以上日本産科婦人科学会指定の卒後研修指導施設で産婦人科の臨床研修を行い、かつ少なくとも同期間この法人の会員であった者

平成22年度専門医申請の資格を有する方は、平成17年に医師免許を取得し新医師臨床研修の後、平成19年から産婦人科専門医研修を開始した方です。大学院、留学、疾病などで半年以上臨床研修を離れた方は、通算3年の条件を満たしてから申請できます。

## 4. 申請書類の種類

申請書類は下記のとおりです。研修手帳の申請書類が使用できます。

また 1) ～ 6) は本会ホームページ (<http://www.jsog.jp/>) からダウンロードして使用できます。A4版でプリントアウトして下さい。

7) の卒後研修目標・自己評価表については、研修手帳に入っているものを使用して下さい。

受験票は地方委員会から取り寄せて下さい。

### 1) 専門医認定申請書(様式第1号)

最近6ヶ月以内に写した単身胸から上の写真(縦36mm～40mm、横24mm～30mm)で、写真裏面に鉛筆で氏名を記入のうえ貼付して下さい。

### 2) 履歴書(様式第2号)

### 3) 研修記録(様式第3号)

### 4) 研修証明書(様式第4号)

### 5) 症例レポート(3症例)

### 6) 申請者チェックリスト

### 7) 卒後研修目標・自己評価表

### 8) 医師免許証写し(A4に縮小コピーして下さい)

### 9) 受験票(地方委員会から取り寄せて下さい)

最近6ヶ月以内に写した単身胸から上の写真(縦36mm～40mm、横24mm～30mm)で、写真裏面に鉛筆で氏名を記入のうえ貼付して下さい。また、氏名記入欄に氏名を記載して下さい。

\*他科で臨床を行った後、産婦人科研修を行った方は、他科での臨床を証明するもの(在職証明)や他科の専門医資格をお持ちの方は証書の写しを提出して下さい。

## 5. 申請書類の記入

申請書類記入にあたっては、まず日産婦誌 62 巻 4、5 号に掲載されている会員へのお知らせをよくお読みになり、以下の注意事項を参考にして下さい。

### 1) 専門医認定申請書（様式第 1 号）

- ①日本産科婦人科学会理事長名を正しく記載して下さい。
- ②写真は最近 6 ヶ月以内に写した単身胸から上の写真（たて 36 mm～40 mm、横 24 mm～30 mm）で、申請書類にふさわしい服装で撮影したものを使用して下さい。
- ③日産婦入会年度を正確に記入して下さい。会員コードの上 4 桁が入会年度（西暦）です。例えば 2007○○○○は 2007 年度（平成 19 年度）に入会したことを示しています。
- ④印鑑を忘れずに捺印して下さい。

### 2) 履歴書（様式第 2 号、様式第 1 号の裏）

- ①研修歴の最終年月は平成 22 年 3 月までです。
- ②卒後研修指導施設名を正式名称に統一して下さい。

### 3) 研修記録（様式第 3 号）

研修記録については卒後研修期間中（平成 22 年 3 月 31 日まで）に経験した症例について記入して下さい。

#### (1) 実地経験目録：分娩症例 100 例（様式第 3 号-1, 2）

卒後研修中に卒後研修指導施設にて経験した分娩症例（帝王切開を含む）を 100 例記入して下さい（初期研修中に経験した症例については卒後研修指導施設でなくてもよい）。

- ①経験した症例の日付（年、月）を記入して下さい。
- ②症例毎に指導責任医の検印が必要です。
- ③帝王切開症例には番号に○印を付けて下さい。
- ④帝王切開症例は執刀または第 1・第 2 助手として経験した症例を記入して下さい。
- ⑤同じ症例が続く場合は「〃」や「同上」は避け、略さずに記入して下さい。

#### (2) 実地経験目録：手術症例 50 例（様式第 3 号-3, 4）

卒後研修中に卒後研修指導施設にて経験した手術症例（執刀または助手）を 50 例記入して下さい（初期研修中に経験した症例については卒後研修指導施設でなくてもよい）。

- ①経験した症例の日付（年、月）を記入して下さい。
- ②症例毎に指導責任医の検印が必要です。
- ③手術症例とは卒後研修手帳に記載されている婦人科手術（内視鏡下の手術を含む）を指しますので産科手術は除外して下さい。但し、子宮外妊娠手術は手術症例に含みます。また腹腔鏡検査、子宮鏡検査、体外受精・胚移植、さらに日常外来で行うような小手術は除きます。

- ④疾患名・手術名等は日本語で、日本産科婦人科学会編産科婦人科用語集に基づいて、すべて略さずに記入して下さい。  
例1：子宮全摘術→腹式単純子宮全摘(出)術  
例2：右卵巣術→右卵巣切除術
- ⑤附属器の手術には左右の別を記載して下さい。
- ⑥腹式か腔式かを記載して下さい。
- ⑦子宮脱手術には( )で実際の術式名を記載して下さい。
- ⑧同じ症例が続く場合は「〃」や「同上」は避け、略さずに記入して下さい。

### (3) 症例記録：10例（様式第3号-5）

卒後研修中に卒後研修指導施設で主治医として診断から治療まで管理した婦人科、産科症例を10症例（No. 1～No. 10）記入して下さい（初期研修中に経験した症例については卒後研修指導施設でなくてもよい）。

なお、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、周産期、その他の分野から適宜選んで下さい。

- ①できるだけ略語や慣用的な表現は避け、正式な用語を用いて下さい。
- ②症例記録は、その症例の主たる臨床経過が卒後研修期間内に収まるような症例を選んで下さい。
- ③症例記録もなるべくワープロ等で記入して下さい。
- ④症例毎に指導責任医の検印が必要です。

### (4) 学会出席・発表（様式第3号-6）

卒後研修中のすべての学会出席・発表を記入して下さい。

- ①学会発表の発表者名は全員記載し、学会名・開催地・年月日は正確にすべて記載して下さい。
- ②シールもできるだけ貼付して下さい。

### (5) 学術論文（様式第3号-7）

卒後研修中のすべての学術論文を記入して下さい。

学術論文の論文題名、著者名（全員）、雑誌名（巻・頁～頁・年月日）は正確に記載して下さい。

## **4) 研修証明書（様式第4号）**

- ①卒後研修期間中に複数の卒後研修指導施設で研修を受けた方の証明は最終の指導責任医の証明で結構です。その際、以前の研修も原則として本会の指定する卒後研修指導施設で行われたものであることが必要です。
- ②卒後研修期間は平成22年3月31日までです。
- ③印鑑を忘れずに捺印して下さい。

## 5) 症例レポート (様式第3号-8)

症例レポートは卒後研修中に卒後研修指導施設において経験した症例の中から、

1. 婦人科腫瘍、2. 生殖・内分泌、3. 周産期、4. 女性医学、のうち各分野1症例、計3症例について記載して下さい(初期研修中に経験した症例については卒後研修指導施設でなくてもよい)。

①800字以内で表面の枠内にワープロあるいはタイプ印刷してまとめて下さい。

必要に応じて図表は裏面に貼付して下さい。

②分野分類には特に配慮して下さい。

③症例はその主治療が卒後研修期間内に収まっているものを選んで下さい。それを確認できるように症例の診療期間の開始と終了を本文中に記載して下さい。

④できるだけ略語、慣用的な言葉は避け、正式な用語を用いて下さい。

⑤印鑑を忘れずに捺印して下さい。

⑥原本、コピー2部のほかに申請者の氏名を隠してコピーし、3症例を1セットとして、左上をホッチキスでとめて、5セット提出して下さい。

## 6) 申請者チェックリスト

産婦人科専門医認定審査のためにはこの「申請者チェックリスト」がすべて満たされていることが必要です。申請者はこのチェックリストを完成し(□欄にチェックを入れる)、他の必要書類と同時に提出して下さい。なお、自分でもコピーを保管しておいて下さい。

## 7) 卒後研修目標・自己評価表

研修手帳の卒後研修目標・自己評価表欄および指導者評価欄に評価基準をもれなく記載して下さい。また、指導責任医の検印およびコメントを記載して下さい。

## 8) 医師免許証写し

A4に縮小コピーして下さい。

## 9) 受験票

最近6ヶ月以内に写した単身胸から上の写真〔縦36mm～40mm、横24mm～30mm〕で、写真裏面に鉛筆で氏名を記入のうえ貼付して下さい。また、氏名欄に氏名を記入して下さい。他の必要書類と同時に提出して下さい。

## 6. 申請書類の提出方法

申請書類送付先：所属地方部会専門医制度委員会

封筒に「専門医認定申請書在中」と記載して下さい。

認定申請書類の提出の受付期日は、平成22年5月1日（土）～31日（月）です。

提出申請書類は

1. 原本【4. 申請書類の種類1) から9) まで】とコピー2部【4. 申請書類の種類1) から8) まで】を提出して下さい。
2. 申請書類の9) は原本のみで結構です。
3. その他に、**症例レポート**については**申請者の氏名を隠して**コピーし、3症例を1セットとして左上をホッチキスでとめて、5セット提出して下さい。

近年の高度情報通信社会の発展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しておりますが、一方では個人の権利・利益も保護されなければなりません。周知のように、平成17年4月から個人情報の適正な取扱いをはかるために「個人情報保護法」が施行されました。日本産科婦人科学会専門医制度に関する申請書等の提出書類も例外ではありません。したがって、**実地経験目録**、**症例記録**、**症例レポート**の提出方法は下記のようにして下さい。

**実地経験目録**：実地経験目録内のカルテ番号を記載する欄が太枠で囲ってあります。

提出する書類にはこの太枠の欄は記載しないで下さい。ただし、必要時に症例を確認できなくなりますので、ご自分で保管するものにはこの太枠内も消去しないで下さい。また日付は年と月を記載して下さい。

**症例記録**：症例記録内のカルテ番号を記載する欄が太枠で囲ってあります。提出する

書類にはこの太枠の欄は記載しないで下さい。ただし、必要時に症例を確認できなくなりますので、ご自分で保管するものにはこの太枠内も消去しないで下さい。また症例中に日付を記載する場合は年と月を記載して下さい。

**症例レポート(原本)**：症例レポート内の患者イニシャル、患者生年月日を記載する欄

が太枠で囲ってあります。提出する書類にはこの太枠の欄は記載しないで下さい。ただし、必要時に症例を確認できなくなりますので、ご自分で保管するものにはこの太枠内も消去しないで下さい。

**症例レポート(コピー)**：申請者の氏名も隠してコピーし、3症例を1セットとして左上をホッチキスでとめて、5セット、原本の最後に添付して下さい。

研修手帳に直接書き込んだ先生と学会のホームページからダウンロードして記載した先生がいます。ホームページからダウンロードした場合はコンピュータ上で処理が簡単ですが、研修手帳に直接書き込んだ場合は、この太枠に合う紙を貼って太枠内が見えないようにしてからコピーしたものを提出して下さい。いずれにしてもオリジナルの書類は各自で保管して下さい。

オリジナルの書類は5年間保存して下さい。また5年後は本人の責任で処分して下さい。

## 7. 研修手帳について

近年の高度情報通信社会の発展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しておりますが、一方では個人の権利・利益も保護されなければなりません。周知のように、平成17年4月から個人情報の適正な取扱いをはかるために「個人情報保護法」が施行されました。日本産科婦人科学会専門医制度に関する申請書等の提出書類も例外ではありません。したがって、**研修手帳**の持参方法は下記のようにして下さい。

お持ちの研修手帳の「産科病態別分類－産科症例一覧表」「婦人科病態別分類－婦人科症例一覧表」などに患者個人の氏名を記載している場合は、面接試験時は患者個人の氏名が記載されている部分（「産科病態別分類－産科症例一覧表」「婦人科病態別分類－婦人科症例一覧表」など）は**抜いて**持参して下さい。

この部分は日々の臨床の記録として経験した症例を記載し、委員会から問い合わせがあった場合は回答できるように各自で保管して下さい。

## 8. 審査料

審査料の納入は申請書類の提出と同時に各地方部会専門医制度委員会(地方委員会)指定の専用口座に審査料 40,000 円を送金して下さい。

日産婦誌 62 巻 4、5 号に各地方委員会の所在地と各地方委員会指定専用口座の一覧を示します。一旦納入された審査料、提出された申請書類については返還いたしません。

なお、**審査料の納入も平成 22 年 5 月 31 日（月）までに済ませて下さい。**審査料が納入されませんと申請書は受理されませんので注意して下さい。

## 9. 認定一次審査

- 1) 地方委員会及び中央委員会による書類審査です。
- 2) 一次審査の合否は平成 22 年 6 月 30 日（水）頃に中央委員会より申請者に通知します。
- 3) 合格者には二次審査の実施日時、会場などについても同時に連絡します。

## 10. 認定二次審査

- 1) 試験期日：平成 22 年 7 月 24 日（土） 午後 筆記試験  
平成 22 年 7 月 25 日（日） 全日 面接試験

- 2) 試験会場：東京：都市センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1

TEL 03-3265-8211

大阪：千里ライフサイエンスセンター

〒565-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-4-2

TEL 06-6873-2010

北海道、東北、関東、北陸(新潟)の各ブロックに所属する方は東京で、東海、北陸(富山、石川、福井)、近畿、中国、四国、九州の各ブロックに所属する方は大阪で受験して下さい。

- 3) 試験方法

筆記試験、試験官による面接試験、研修記録、症例レポートなどにより評価します。

### 【筆記試験】

筆記試験問題は、腫瘍、生殖、周産期、女性医学の 4 分野から 120 題程度を出題する予定です。女性医学の問題には社会保険制度に関するものも含まれます。出題範囲は学会が定めた卒後研修カリキュラムに基づいており、出題水準は学会の定める産婦人科専門医として必要とされる知識と技能を習得しているか否かを評価することを目的としています。また、機関誌研修コーナー及び「産婦人科研修の必修知識 2007」も参考にして下さい。

解答形式はマークシート方式で行いますので、筆記用具として HB 鉛筆、消しゴムをご用意下さい。

\* 平成 15 年度から筆記試験が本格導入になりましたので、筆記試験の成績は合否判定に使用します。

\* 総合点にかかわらず、知識が偏っている場合は不合格となることもあります。

### 【面接試験】

面接試験に関しては、試験官を患者または家族と想定したインフォームドコンセントを行うロールプレイ形式で評価します。また、症例レポート、研修手帳の内容も評価の対象になります。

平成 13 年度から研修内容を記入した研修手帳を使用しておりますので、**受験者は面接時には研修内容をすべて記入して必ずご持参下さい。**持参方法は 11 頁を参照して下さい。なお、研修手帳は、平成 8 年度から研修を開始した者はグレーの表紙、それ以前に研修を開始した者はブルーの表紙です。

## 11. 認定審査終了後の手続き

### 1) 審査結果の通知

合否は平成 22 年 9 月 30 日（木）までに各申請者宛に通知します。

### 2) 登録申請の手続き

認定合格者は登録申請書（様式第 6 号）に登録料（8,000 円）を添えて**平成 22 年 10 月 31 日（日）までに**専門医の登録を申請して下さい。

### 3) 認定証の交付と専門医氏名の公表

認定証は登録手続きが済み次第平成 22 年 10 月 1 日付で交付されます。

平成 22 年度専門医認定審査合格者の氏名は本会ホームページと日産婦誌に掲載されます。

### 4) 不合格者の再受験資格

不合格者の再受験は不合格になった試験のみの再受験となりますが、筆記試験・面接試験どちらかのみでの受験資格は**再申請の有無に拘らず**5 年間に限り有効です。5 年を過ぎますと一次審査から受験していただきます。その際は 1 年間の研修記録を提出していただきます。